

神奈川県消防学校 消防団員教育訓練実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「神奈川県消防学校規則」(以下「規則」という。)及び「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年11月19日消防庁告示第3号)に基づき、神奈川県消防学校(以下「消防学校」という。)における消防団員の教育訓練(以下「消防団員教育」という。)を、市町村と協調して効率的かつ効果的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(消防学校の役割)

第2条 学校長は、次の各号に定めるところにより、消防団員教育の充実に努めるものとする。

- 一 消防学校における消防団員教育の受講機会の充実
- 二 消防団員教育用教材の整備
- 三 市町村の消防団員教育担当者の指導育成

(基礎教育)

第3条 消防団員教育の基礎教育の教科目、時間数、教育内容等は、別表第1のとおりとする。

(専科教育)

第4条 消防団員教育の専科教育の教科目、時間数、教育内容等は、科の種別の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

(幹部教育)

第5条 消防団員教育の幹部教育の教科目、時間数、教育内容等は、科の種別の区分に応じ、別表第3のとおりとする。

(特別教育)

第6条 消防団員教育の特別教育の到達目標及び教科目並びに時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(1単位時間)

第7条 消防団員教育の1単位時間は、50分とする。

(教育訓練の分割実施)

第8条 消防学校の学校長(以下「学校長」という。)は、第3条乃至第5条の教育を行うに当たり、概ね3年以内で分割して実施することができる。

(派遣教育の実施)

第9条 学校長は、消防団員教育を行うに当たり、市町村長の要請に応じ、消防学校の教員を消防学校以外の教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行うこと(以下「派遣教育」という。)ができる。

2 前項に規定する派遣教育は、基礎教育、専科教育及び幹部教育を併せて、1消防団に

つき、単年度当たり1回を限度とする。

(日曜日又は土曜日に実施する教育訓練)

第10条 学校長は、消防団員教育を行うに当たり特に必要と認めた場合は、規則第3条に定める休業日のうち日曜日又は土曜日にこれを行うことができる。

(市町村における消防団員教育)

第11条 市町村長は、消防団員教育の全部又は一部を分担して実施することができる。

(消防団員教育の受講記録)

第12条 市町村長は、消防団員教育の受講状況を確認するため、「消防団員教育訓練受講記録票」(様式1。以下「受講記録票」という。)を作成し、管理するものとする。

(修了証書の授与)

第13条 学校長は、受講記録票により消防団員教育の種類又は種別ごとに定めた教科目の全てを履修したと認定したときは、当該教育の修了を認定し、「消防団員教育訓練修了証書交付申請書」(様式2)に基づき、修了証書を授与するものとする。

2 市町村長は、前項の規定に関わらず、第11条の規定により消防団員教育の種類又は種別ごとに定めた教科目の全部又は一部を実施したときは、自ら当該教育の修了を認定し、修了証書を授与することができる。ただし、この場合、「消防団員教育訓練修了証書交付報告書」(様式3)により、学校長に報告するものとする。

(特例措置)

第14条 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長)に定める「応急手当指導員認定証」、「応急手当普及員認定証」又は「普通救命講習修了証」若しくは「上級救命講習修了証」の交付をもって、基礎教育の教科目「救急」を履修したものと見なす。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、消防団員教育に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

(市町村長が交付する修了証書の様式)

第2条 第13条第2項の定めによる修了証書の様式は、規則に定める修了証書の様式を準用する。この場合、「本校」を「本市(町又は村)」に書き換えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

消防団員に対する基礎教育の教科目、分類、教育内容及び時間数

教科目	分類	教育内容	時間数
訓練礼式	各個訓練	停止間の動作	2
		行進間の動作	
	通常点検	通常点検の実施要領	
	敬礼動作	各個の敬礼	
部隊の敬礼			
小隊訓練	隊形編成と整頓	行進	
	行進		
組織制度	消防団の概要	消防団の沿革と組織	2
		消防団員の任免と階級	
	消防団の活動	消防団業務の内容	
		出動区域	
消防団と消防署の関係			
ポンプ操法	放水訓練	水利部署と吸水要領	4
		ホース延長、結合、放水及び収納要領	
	消防ポンプ操法の概要	消防ポンプ自動車操法	
		小型ポンプ操法	
火災防ぎよ	概要	火災の意義	3
		燃焼条件と消火理論	
		火災防ぎよ戦術の原則	
		警戒区域等設定要領	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	地域特性に応じた危険要素	
		地域特性に応じた災害防ぎよ活動の原則	
救急	救急法	心肺蘇生法	3
		搬送法	
救助	救助法	ロープ基本結索	2
		救助資機材取扱要領	
緊急自動車 運行管理	道路交通法	総則	2
		運転者の義務と安全運転	
		緊急自動車の交通方法	
	道路運送車両法	点検及び整備	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
計			22

別表第2

消防団員に対する専科教育の科の種別並びに教科目、分類、教育内容及び時間数

1 警防科

教科目	分類	教育内容	時間数
火災防ぎよ	通論	火災性状と消火理論	4
	火災防ぎよ行動	水利選定、注水部署及び注水技術	
	火災想定訓練	建物火災消火訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
安全管理	危険予知訓練	大規模地震	2
		風水害	
事例研究	実務研究課題討議	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
計			10

2 機関科

教科目	分類	教育内容	時間数	
道路交通 関係法令	道路交通法	運転者の義務と安全運転	1	
	道路運送車両法	日常点検実施要領 保安基準		
緊急走行 要領	緊急走行の基本原則	緊急自動車の交通方法	2	
		交通事故発生時の措置		
ポンプ運用	ポンプ運用訓練	基本走行訓練	5	
		ポンプの構造と作用		ポンプ本体と真空ポンプ
		ポンプ圧力と筒先圧力		吸水及び送水上の注意事項
		吸水及び送水要領		中継送水要領
機関整備	点検整備	ポンプ点検要領	2	
		ポンプ使用後の点検整備要領		
	故障と対策	エンジン本体の故障と主な原因 ポンプの故障と主な原因		
計			10	

別表第3

消防団員に対する幹部教育の科の種別並びに教科目、分類、教育内容及び時間数

1 初級幹部科

教科目	分類	教育内容	時間数
訓練礼式	訓練礼式指導要領	小隊の編成と整頓	1
		敬礼	
		通常点検	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果 火災防ぎょ指揮要領と留意点	3
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割 地域防災計画に占める消防団の役割	2
		現場活動要領	
	防災指導要領		
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因 消防団活動に係る事故予防対策 災害現場活動における事故発生時の措置	2
計			10

2 指揮幹部科

(1) 現場指揮課程

教科目	分類	教育内容	時間数		
講話・現場指揮 ・安全管理	講話	現場指揮者としての職務と心構え	1		
	現場指揮	現場指揮の重要性と効果 現場指揮要領と留意点			
		安全管理		消防団活動に伴う危険要因 消防団活動に係る事故予防対策 災害現場等における事故発生時の措置	
	火災防ぎょ訓練			大規模地震発生時における指揮要領、延焼拡大防止措置	2
	水災活動訓練			風水害時の救助活動、指揮要領	2
救助・救命訓練	倒壊家屋等からの救助救命と指揮要領	4			
避難誘導訓練	大規模地震発生に伴う津波災害時等の避難誘導・避難広報	2			
災害情報収集・伝達訓練	他機関と連携した捜索活動、情報収集・伝達等の情報共有 検索救助活動における活動標示の活用	1			
地域防災指導訓練	初期消火、応急手当及び簡易な救助の指導方法	1			
行事その他		入校式、修了式等	1		
計			14		

(2) 分団指揮課程

教科目	分類	教育内容	時間数
講話・組織制度 ・安全管理	講話	分団指揮者としての職責と心構え	2
	組織制度	消防団組織の現況 消防団の充実強化及び活性化対策	
	安全管理	公務災害補償制度の概要	
防災		災害対策基本法と消防団の役割	3
		地域防災計画に占める消防団の役割	
		長期化活動対策	
		惨事ストレス対策	
災害対応図上 訓練		分団本部活動・管理運営要領	2
		部隊等の安全管理	
		災害情報収集・伝達等の情報共有	
		他機関との連携	
事例研究		消防団の充実強化及び活性化事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1
計			10